

港管第 10 号
令和 2 年 4 月 7 日

福岡市ヨットハーバー指定管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(港湾空港局港湾管理課)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設の対応について（通知）

日頃より、施設の管理運営にご尽力いただきありがとうございます。
施設での対応等について、国からの緊急事態宣言の発令に際して、下記のとおり対応することとしましたので、通知いたします。

記

1 施設の利用等について

- (1) 施設は休館とし、ヨットの出港は見合わせてください。
- (2) 電話等の対応として、事務所に最低限の職員を常駐させてください。
- (3) ヨットのメンテナンスについては、オーナーから要望があれば利用可能とします。ただし、3つの「密」を十分に避けるようチラシ、口頭で注意喚起を行ってください。

2 対象期間

4月8日（水）～5月6日（水）

3 その他

対応期間について、今後の状況等に応じて延長する場合は別途通知いたします。

以上